

学校教育と「法教育」

江 澤 和 雄

目 次

はじめに	2 関係機関・団体の「法教育」の取組み
I 「法教育」について	3 「法教育」の内容
1 「法教育」とは	4 「法教育」の方法と法律実務家の役割
2 「法教育」の背景	5 欧米における「法教育」
II 「法教育」の現状	III 「法教育」の今後の課題
1 法意識の現状	おわりに

はじめに

平成11(1999)年7月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、「戦後における第二の司法改革」⁽¹⁾として司法制度の改革のための論議を展開し、平成13(2001)年6月に「21世紀の日本を支える司法制度」と題する審議会意見書をまとめ、公表した。この審議会報告書では、「国民の期待に応える司法制度」や「司法制度を支える法曹の在り方」と並んで「国民的基盤の確立のための条件整備」が柱の一つとして掲げられ、その中の「司法教育の充実」においては、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とうたわれて

いる。そしてこれを行うためには、法曹関係者や教育関係者が連携して積極的な役割を果たすことが必要であることを明記している⁽²⁾。

これを受けて平成13(2001)年7月には、学校教育等における司法及び法に関する教育について調査・研究・検討を行うことを目的とした法教育研究会が法務省に設置された。同研究会は、土井真一京都大学大学院教授や江口勇治筑波大学教授らこれまで法に関する教育に携わってきた教育研究者らをはじめ、中学校の教員、弁護士、司法書士、それに最高裁判所、法務省、文部科学省の担当官らが加わったメンバーから成り、3年間に及ぶ検討会議での議論を経て、平成16(2004)年11月に「我が国における法教

(1) 「今般の改革は、三権の一翼を担う司法の基本的制度を半世紀ぶりに抜本的に見直すという大改革」(2001年6月15日 閣議決定、政府声明)『最終意見と実現の課題』(法律時報増刊、シリーズ司法改革3)日本評論社、2001.11, p.275; 佐藤幸治司法制度改革審議会会長は、今回の改革について、「明治憲法の下で近代的な司法ができ、敗戦を背景に生まれた日本国憲法の下で大きな司法改革を試みたが、今度こそ、自発的に、自らの力で、あるべき司法にしようじゃないかということではないか」と述べている。「インタビュー 佐藤幸治 司法改革はさまざまな改革の要である」『法曹養成ロー・スクール構想』(法律時報増刊、シリーズ司法改革1)日本評論社、2000.4, p.3.

(2) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」同上『最終意見と実現の課題』, pp.271-272.

育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—と題する報告書を法務大臣に提出した⁽³⁾。

「法教育」という用語は未だ一般に馴染みのあるものではなく、今回はじめて本格的な国民的議論の舞台に登場したものであるとも言える。現在でも、従来から使われてきた大学の法学部における法学教育や法曹養成のための法曹教育と区別されずに使われることもあるが⁽⁴⁾、本稿では今後の用語の普及を念頭において、小・中・高等学校における「法教育」として用いることとしたい⁽⁵⁾。小・中・高等学校における「法教育」は、後に述べるように、その授業内容やカリキュラムの問題にとどまらず、現在の学校がかかえる児童生徒の諸問題や、教員の資質向上、学校と親・地域との連携・協力の強化など、現在の教育がかかえる諸問題とも深く関わっており、今後の学校教育のあり方を考える上でも重要な示唆を与えてくれるものと思われる。

本稿では、法務省法教育研究会の報告書（以下、「報告書」と言う。）と16回に及ぶその会議での議論を参考にしながら、小・中・高等学校に

おける学校教育としての「法教育」の内容を整理し、今なぜ「法教育」の必要性が主張されているのか、また、「法教育」が学校における児童生徒の諸問題とどのように関わるのかを考察し、学校教育における「法教育」の課題を考えることとしたい。

I 「法教育」について

1 「法教育」とは

現状では「法教育」についての確立した定義はないが、「報告書」によれば、「法教育」とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」である⁽⁶⁾。この定義は、日本における「法教育」の源流として紹介されたアメリカの法教育の内容に沿ったものと言える⁽⁷⁾。法曹養成のための法学教育との主な違いは、「法律専門家ではない一般の人々が対象」であり、「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育」として、「社会に参加する

(3) 法教育研究会の報告書については、以下の資料で概要が紹介されている。丸山嘉代「司法法制部における法教育の普及・発展への取組について—法教育研究会の活動を中心に—」『司法法制部季報』108号, 2005.2, pp.4-11; 同「我が国における法教育の普及・発展を目指して—法教育研究会報告書と今後の展開」『法学教室』292号, 2005.1, pp.4-9; また、報告書本文・資料・法教育教材は、法教育研究会『はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して—』ぎょうせい, 2005, pp.2-131. に収載されており、同書には「審議経過」一覧表 (pp. 136-140) も掲載されている; また、報告書全文、参考資料、議事録等が、同研究会のホームページ上で公開されている。<<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/>>

(4) 最近の例では、山口勉彦「法教育の中の職業教育—大学生の求就職活動の現代的特性」『名経法学』7号, 1999.3, pp.301-342. は法学部における学部教育としての法教育として、また、加賀山茂「法教育方法論 法教育改革としての法創造教育--創設される法科大学院における教育方法」『名古屋大学法政論集』201号, 2004.3, pp.691-744. は法曹の養成との関係において「法教育」を使っている。

(5) 本稿では、日本の「法教育」は括弧付きで、外国の法教育は括弧なしで表記することとしたい。

(6) 土井真一氏は、「法教育」は「多くの法律関係者あるいは教育関係者にとって耳慣れない概念であろう」と述べている。「座談会 我が国における法教育の現状と展望」『ジュリスト』1266号, 2004.4.15, p.8; 日本弁護士連合会や高等学校での「法教育」の実践に取り組んできた渡邊弘活水女子大学講師は、「日本においては、筆者の見限り、法教育に関する共通の確定した定義はないように思われる」と述べる。渡邊弘「法教育研究の経過と課題」『部落問題研究』172号, 2005.4, p.205; 法教育研究会報告書における「法教育」の定義については、「法教育研究会報告書」p.2.

(7) 磯山恭子「諸外国の社会科学系教科における法の教育の展開」『ジュリスト』1266号, 2004.4.15, p.62.

ことの重要性を意義付ける社会参加型の教育⁽⁸⁾であるという性格を持つところにある。それはまた、司法教育や憲法教育とも違い、民主主義社会の基礎的なものを、「理屈ではなく生きたものとして教える教育」であり、「法律教育や司法教育以前に、法の原理・原則、『正義とは何か』というものを、小さいうちから繰り返し考える機会」となるものである⁽⁹⁾。また、「人が社会をつくり、共生・協同していくために尊重しなければならない最低限の道理」としての「法」や、「さまざまな主張を力ではなく言葉に託して伝え、できるだけ公正な結論にたどり着こうとする営み」としての「法」を学習するものである⁽¹⁰⁾とも言われる。さらに、「法教育」の目標のひとつとして、「法は多様な人々が共生するための相互尊重のルールであり、国民の生活を豊かにするための制度である点について理解を図る」ことも重要な点としてあげられている⁽¹¹⁾。このように、「法教育」の対象は「一般の人々」ではあるが、「報告書」はとくに学校教育に焦点を当てている。

このような「法教育」の内容に関しては、従来から社会科においても、とくに法と直接関わる人権学習においては、言葉や知識としてだけ

ではない、いわば法意識につながる教育の取組みが行われてきた⁽¹²⁾。また、法に関連した事件や裁判を取り入れた授業の実践も少なからず行われてきた⁽¹³⁾。しかし、今回の司法制度改革の中で登場した「法教育」は、これらの点をふまえつつも、以下のような新たな観点加わるものとして考えられている。すなわち、① 法意識を基礎にして、社会における法の運用を身近な具体的事例をもとに学び、② 現代社会における私法学習の必要性をふまえ、これを具体的な内容として取り入れ、③ 学習者自身が「法化社会」⁽¹⁴⁾に関わることへの自覚と認識の観点を重視する、というものである。したがって「法教育」は、法の価値観や考え方を学ぶことによって身につけた知識と技術で自立的に行動できる人格の形成をめざしたものである⁽¹⁵⁾。

法的対応が必要となる身近な日常生活上の問題を教材として取り上げることは、従来の社会科、公民科だけでなく家庭科における消費者教育の中でも行われてきた。「法教育」は、今後新たに導入が予定されている裁判員制度を念頭に置いて、市民の司法参加の視点から取組まれる性格を強く持つものであり⁽¹⁶⁾、この点は従

(8) 「法教育研究会報告書」p.2.

(9) 「潮流 関東弁護士連合会理事長北村忠彦氏に聞く(上) 法教育は民主主義の『米・みそ・しょうゆ』」『週刊教育資料』782号, 2002.12.2, pp.3-5.

(10) 土井真一「自由・責任・共生－『法教育』のめざすもの」『教職研修』33巻6号, 2005.2, pp.12, 13.

(11) 土井真一「子どもに伝える「法教育」(12) 法教育と生きる力」『法律のひろば』57巻10号, 2004.10, p.59.

(12) 「学校教育における人権教育の中心は、小学校社会科6年、中学校公民、高校公民科の憲法学習にある。しかし、基本的人権を言葉や知識として理解させただけでは、本当の人権学習にはならない。」「人権学習の根本が、こうした心を育てること、真の人間愛に目覚めさせること、基本的人権の精神を学び取ることにある」阪上順夫『現代政治教育論』東京書籍, 1997, pp.87-88.

(13) 安藤豊『社会科授業の改革・15の提案』明治図書出版, 1996. 等で憲法学習等の実践事例が紹介されてきた。

(14) 「法化社会」とは「法的な関係を基盤として成立する社会」であり、「このような社会では、法律家のみならず市民にも、法に関する資質を身につけることが求められる」磯山 前掲注(7) p.63.

(15) この点について隅防俊幸氏は、「旧来の教育が法律を単に守るべき存在として教えるものであったのに対し、『法教育』は法の価値観や考え方を学ぶもの」であり、「法についての知識と技能と正しい精神をもった自立し積極的に行動できる理想的市民を育成する」ものであるとしている。隅防俊幸「法教育をもっと身近なものに－全国法教育ネットワーク等の活動について」『司法書士』369号, 2002.11, pp.8, 10.

来の社会科にはなかったところである。また、「法教育」が国の教育施策の一環として位置づけられることも初めてのことであり、さらには、弁護士会や司法書士会等の法律実務家の全面的協力を得ながら実施するという点にも新しさが伺える。

学校教育における「法教育」は、先行的な取り組み⁽¹⁷⁾を別にすれば、学校教育の世界に新しい概念として登場してきたものであり、今後の取り組みに必要なその内容についての共通認識の形成は、むしろ学校現場における今後の取組みを通じて確立されてくるものである。そしてその議論の中で、学校教育における「法教育」の位置づけも明確化されることとなろう。

以上から、本稿では「法教育」の領域としては、① 弁護士会や司法書士会等によって行われてきた司法教育、消費者教育、② アメリカにおける法教育の紹介とその日本における実践、③ 社会科を通して行われてきた憲法学習等、を含んだものとして広くとらえておきたい。

2 「法教育」の背景

それでは、こうした「法教育」が今なぜ注目されているのかを、その背景になっていると考えられる5つの観点から見てみたい。

まず第1に一連の司法制度改革の動きがあげ

られる。その中でもとくに5年以内に導入が予定されている裁判員制度⁽¹⁸⁾は、近い将来有資格者となる現在の中学生・高校生に対する「法教育」の必要性を提起するものであり、緊急の課題としてとらえられている⁽¹⁹⁾。裁判員制度は、国民が裁判員として裁判官とともに裁判に参加するものであり、死刑や無期刑を含む重大な刑事事件の事実認定や量刑判断に国民の健全な社会常識を反映させることを目指したものである⁽²⁰⁾。したがって、何よりも国民の関心・意欲がなければ成り立たない制度であり、国民が裁判員になる間際に知識だけ詰め込めば済むというものでは全くなく、制度への理解と主体的な参加態度を中学生、高校生の時代から積み重ね、養っていく必要があると言える⁽²¹⁾。

第2に、近年その深刻化が懸念されている青少年非行と彼らの法意識の現状の問題があげられる。アメリカにおける法教育の目的の一つが、青少年犯罪の増加・深刻化に伴う青少年非行の防止にあることから⁽²²⁾、その流れをくむ日本の「法教育」においても同様の期待が向けられている。また、青少年非行に関しては、彼らが法規範として頭では理解していてもそれが行動に結びつかない現実があることも指摘されており⁽²³⁾、「法教育」においては法意識を日常生活の行動にどのように結び付けていくかも留意さ

(16) 「法教育研究会報告書」は、裁判員制度では国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められており、その要請に応えるための教育が必要であると明記している。p.3.

(17) アメリカの法教育の紹介から始まった日本の「法教育」の先駆的な取り組みは、1990年代以降とされている。「座談会 我が国における法教育の現状と展望」『ジュリスト』1266号、2004.4.15、p.8 以下参照。

(18) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成16年5月28日法律第63号)

(19) 松尾邦弘検事総長は、中学生に対する裁判員制度の説明の中で次のように述べたという。「『人ごとにしなさい』ということ伝えてたい。国民が主人公の社会をつくるため、国民が観客席から舞台にあがる。それが裁判員制度。みなさんも成人すれば、制度を担うのです」『産経新聞』2005.6.30.

(20) 「座談会 裁判員制度の可能性と課題」『法律時報』77巻4号、2005.4、pp.4-23；緑大輔「裁判員の負担・義務の正当性と民主主義」同上、p.44. 参照。

(21) 同上 p.21.

(22) 磯山恭子「アメリカの法教育の展開(特集 市民を育てる法教育)」『司法改革』15号、2000.12、pp.48-49.

(23) 「法教育研究会第3回会議(平成15年10月29日)議事録」における清永賢治氏の説明。氏は、子どもたちの中に「頭と体の分離が今起こってきているのではないか」と指摘している。p.8.

れなければならないであろう。

また、「法教育」の現状を児童生徒の側から見れば、「社会生活上の知識、生活防衛の武器としての『法教育』も「紛争解決、権利保障のルールを学ぶという趣旨での『法教育』も行われていない現実がある。彼らにとっても消費者トラブル等を回避するための「消費者意識の育成や平穏な社会生活のための紛争予防に必要な法の理解と利用が必要」となる⁽²⁴⁾。

児童生徒における法意識の涵養は、いじめ等による問題が深刻な事態となることを未然に防ぎ、彼らが安心してのびやかに学習できる環境を享受するためには欠かせないものである。それは同時に、児童生徒が様々な身近な問題を法的視点からとらえ、考え、仲間との議論を通して解決策を見出して行く中から、自立した市民として社会に関わっていくことを目指す教育とも結びついている。その意味では日本の「法教育」もアメリカと同様に、市民的資質の再生をもう一つの目的としていると言えるであろう⁽²⁵⁾。

第3に、学校安全からの要請があげられよう。これには、① 近年頻発している学校における侵入・殺傷事件や暴力行為に至る児童生徒間のいじめ等に係る学校・教員の注意義務等の問題、② 学校における教員の体罰等の問題、の2つがある。

従来、学校の安全に関しては、プールなどの学校施設設備に係る事故や体育・部活動等における事故などのいわゆる学校事故が主に問題となってきた。近年これに加えて、学校において児童生徒の身体・生命の安全が外部から脅かされる事件が頻発しており、学校の危機管理や危機対応がにわかに注目され始めている。それは学校と地域社会との連携を通して進められてきた学校開放のあり方にも影響を与えている。と

くに問題とされているのが、教員をはじめとした学校関係者の危機意識であり、緊急時の学校＝教員の危機対応には「法常識」が欠如している場合があるという厳しい指摘もある⁽²⁶⁾。それは、学校や教員が担う児童生徒の心身に対する安全のための注意義務と、緊急時における警察を含む関係機関への通報等の法的対応に関わる問題である。そしてこれらの対応は、法律上の規定にはなくとも、行政通知等で学校・教員に周知されているものであり、学校・教員が法意識として認識し、法的対応に生かすべきものとされているものである。いじめを例にとれば、教育センターをはじめとした教育相談機関との連携・協力から区域外就学措置等に至るまで、様々な法的対応があり得るのであり、ケースによっては警察への通報による対応や裁判も視野に入れた弁護士会への相談等の可能性もあり得る。こうした対応が適切かつ迅速になされない場合には、問題を深刻化させ、悪化させることにもなるため、とくに緊急時における学校と教員の法意識と行動が重視されることになる。

また学校安全は、学校内だけの問題にとどまらず、登下校など学校の外の安全の問題をも内包している。「児童生徒では危険が察知できない人的・物的な学校環境に対する対策である安全管理を徹底すること」が強く叫ばれており、学校安全は、生活安全、交通安全、災害安全、防犯安全を含めた広い概念でとらえる必要性も指摘されている⁽²⁷⁾。

第4に、上記第3の②の問題、すなわち学校内における教員の体罰等に係る問題がある。教員の体罰については、法律で禁止されたものでもあり(学校教育法第11条)、行為自体が教員の法意識の欠如ないし希薄さを示すものであるが、とくにこうした問題が、従来「教育」の名のも

(24) 高野成彦「中学校における法教育の課題と展望」『教育経営研究』9号, 2003.3, pp.60-61.

(25) 磯山 前掲注(2) p.48.

(26) 梅野正信・采女博文「名古屋市中学生恐喝事件にみる法常識の欠如」『季刊教育法』125号, 2000.9, pp.66-70.

(27) 斎藤敦能「学校安全の現状と課題」『小児科臨床』58巻4号, 2005, p.712.

とに内部的に処理され、法的な問題として取り上げにくい環境に置かれてきたことに目を向けなければならない。そして、近年そうした状況に変化が現れてきていることが注目される。閉ざされた学校から開かれた学校へという地域社会における学校のあり方の問い直しや、国・地方公共団体における情報公開の進展などを背景要因として、これまで内部処理されてきた問題が、裁判による解決を含む法的対応により処理されることも増えている。学校を指導・助言する立場にある教育委員会がこうした法的対応の取組みを積極的に行う事例が出てきたことが注目されてよかろう⁽²⁸⁾。

第5に、消費者問題の増加と消費者教育の必要性があげられる。消費者教育は、社会科や公民科だけでなく、とくに家庭科においては重点を置いて取組まれてきた。しかし、平成14(2002)年からの現行学習指導要領では、家庭科の授業時間数の削減や消費者法に関する内容の激減等が行われ、「総合的な学習」の時間の活用を期待しつつも、生活に密着した教科としての家庭科におけるその位置づけの低下が懸念されている⁽²⁹⁾。現実の社会における消費者教育の必要性を改めて確認するとともに、その内容についても、実生活に即した教材づくりが必要となろう。

II 「法教育」の現状

1 法意識の現状

「法教育」を進めるためには、以上のような背景をふまえた上で、児童生徒の法に関する知

識や意識の現状がどのようなものであるかを把握する必要があるが、児童生徒の法意識や規範意識の現状把握は容易ではない。「報告書」でもこの問題を独自には取り上げてはおらず、検討においても議論とはなっていない。ここでは、最近のアンケート調査と学力調査から児童生徒の法意識と法に関する知識の現状を、その傾向の一端として見てみたい。

まず意識調査であるが、日本青少年研究所が平成16年度に行った「高校生の学習意識と日常生活」の調査は、社会問題となっている学力低下の原因を探る目的で行われたもので、「日本・アメリカ・中国」の3カ国を比較している。この中で規範意識に関しては、「万引きする」「麻薬を使用する」「友達をいじめる」など12項目について「絶対にしてはならない」「場合によってこだわらなくてもよい」「してもよい」の中から選択するもので、日本の「絶対にしてはならない」で最も多いのは「麻薬を使用する」で、「万引きする」「友達をいじめる」が続く。「してもよい」では、「お酒を飲む」「タバコを吸う」「学校をさぼる」「無断外泊する」などが日本は3カ国中最も多く、これらについて「絶対にしてはならない」が3カ国中最も少なかったという結果が出ている⁽³⁰⁾。一方、同じく日本青少年研究所が平成13年度に行った「中学生の生活と意識に関する調査」では、やはり「日本・米国・中国」の3カ国比較であるが、日本では「万引きする」「煙草を吸う」「友達をいじめる」「先生に暴力を振るう」「学校の建物や公共の物を壊す」について「絶対してはいけないと思うこと」の割合が7割以上の高い結果となってい

(28) この点に関して馬場健一氏は、これまで生徒と教員との間の体罰をめぐる紛争は「教育システム内で処理され、法システムの関与するところとはならなかった」が、「体罰問題特別委員会」を設置して取組んだ大阪府堺市教育委員会や、第三者を構成員に入れた「人権教育検討委員会」を設置した岐阜県八百津町教育委員会の例など、教育行政に変化が現れてきたことを指摘している。馬場健一「日本の学校教育紛争とその〈法化〉－教員体罰とその処理を素材に－」『国際人権』6号、1995、pp.33-35。

(29) 森田陽子「新教育課程の家庭科における消費者法教育」『香川県明善短期大学研究紀要』31号、2000、pp.17-22。

(30) 『高校生の学習意識と日常生活』日本青少年研究所、2005.3、pp.27-29。

る⁽³¹⁾。これらの結果から、学年が進むにしたがって規範意識が弱まる傾向があることも考えられよう。

また、平成13年に福岡県内の高校2年生を対象に行われた「高校生の生活と価値観に関する調査」では、「社会のルールを守らないことをかっこいいと思うことがあるか」という質問に対し、「あまりない」「ほとんどない」が合わせて7割以上を占める結果が出ている。同調査では、「10年後の日本はどのような社会になると思うか」との質問に対し、「凶悪な犯罪がふえる」「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて8割を超えるという結果も示されている⁽³²⁾。

一方、東北大学教育文化研究会が地元の高校を対象に平成15(2003)年に行った「教育と社会に対する高校生の意識」調査では、校則に対する意識において、「学校の規則は校内の秩序を正しく保つのに役立っている」「学校の規則は教育的配慮によって決められているので、生徒はそれに従うべきである」などの項目については賛否が半々であり、「学校の規則は生徒が自分たちの考えにもとづいて決めた方がよい」は約7割が賛成、「学校の規則を守らないものは、厳しく罰するべきである」は約7割が反対、という結果が示されている。この調査では、その分析において、青年期における既存の規範への反抗や肯定が彼らの成長過程においては当然表出するものであり、それらが直ちに規範意識の希薄化や高さに結び付くものではないことが述べられている⁽³³⁾。青少年の意識をとらえる

場合にはこの点にも留意する必要がある。

また、これまでに行われた裁判の模擬授業に対する生徒の感想を通して、法意識の現状の一端を知ることができる。「報告書」でも、模擬授業を受けた生徒が、ルールづくりを通じてルールを守る意識を高めたり、契約を身近なものとして意識したり、あるいは紛争解決の難しさを体感したり、裁判制度や裁判所を身近に感じたりするようになったことなどが紹介されている⁽³⁴⁾。

次に、法知識について、学力テストの結果から児童生徒の現状の一端を見てみよう。この点に関しては、平成15(2003)年11月に全国の高校3年生約10万3千人を対象に文部科学省が行った教育課程実施状況調査で、「政治・経済」は「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」の中で、設定通過率(期待正答率)が5.1ポイント下回るもっとも低い結果を示している。とくに、違憲立法審査権や司法権の独立についての理解、製造物責任法と民法の考え方の違い、などに関する問題の通過率は約3割という低い結果が出ている。こうした状況から、同調査の結果分析においては、指導上の改善点として、「司法に関する内容は、裁判所の機構や裁判の手続きなどを詳細に学習させるような指導をするのではなく、国民の権利を保障する裁判制度の基本的な考え方を理解させるという観点から取り扱うことが重要である」等の指摘がなされている⁽³⁵⁾。

一方、社会科を中心に行われてきた従来の憲

(31) 『中学生の生活と意識に関する調査報告書』日本青少年研究所, 2002.10, pp.66-69.

(32) 友枝敏雄・鈴木讓編著『現代高校生の規範意識－規範の崩壊か、それとも変容か－』九州大学出版会, 2003, pp.186, 190.

(33) 片瀬一男・木村邦博・阿部晃士編『教育と社会に対する高校生の意識－第5次調査報告書－』東北大学教育文化研究会, 2005, pp.139-150.

(34) 「法教育研究会報告書」pp.21-23.

(35) 国立教育政策研究所教育課程研究センター「平成15年度高等学校教育課程実施状況調査の結果概要について」
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/katei_h15_h/index.htm>

法学習が児童生徒の法意識の形成に十分なものであったかどうかの状況が、平成16年9月に日本高等学校教職員組合が実施した「高校生憲法意識調査」の結果に現れている。この調査では、「近年、憲法9条をめぐる議論が起きています。あなたはどのように考えますか。」との質問に対して、43.3%が「わからない」と回答している⁽³⁶⁾。

しかし他方で、各地の弁護士会や司法書士会などが中学校、高等学校で取り組んできた「法教育」関連の授業等からは、生徒の感想において「社会に出てから役立つ授業」という評価がきわめて多く、「法教育」の取り組みが期待されていることも確かである⁽³⁷⁾。学校教育が果たす役割は決して少なくない⁽³⁸⁾。

2 関係機関・団体の「法教育」の取り組み

「法教育」をめぐる最近の主な動きは表1のとおりである。

現状では、「法教育」はまだ中学・高校における実験・試行の段階であり、法務省や文部科

学省など国の行政サイドの取り組みも、先の「報告書」をうけて平成17(2005)年5月に法教育推進協議会(後述)が発足したばかりという状況である。

また、関係機関・団体のこれまでの「法教育」関連の主な取り組みは表2のとおりである。

こうした取り組みの中では、平成の始め(1990年代)から地道な取り組みを行ってきた弁護士会・弁護士や司法書士会・司法書士などの法律実務家による積極的な実践活動が注目される。とくに、法律実務家による取り組みのなかでも、昭和50年代の後半(1975年以降)から始められた司法書士が学校に出向いて行う消費者トラブルの予防・救済等に関する消費者教育の実践は、過疎地も含む全国的な活動である点と、国民生活に密着した現実の身近な問題を扱う点において、注目してよからう⁽³⁹⁾。全国各地で自然発生的に始まった司法書士会による取り組みは、最初はボランティア活動として行われてきたものが、現在では各地の司法書士会の事業として予算化

表1 「法教育」をめぐる最近の主な動き

年 月	主 な 動 き
平成5(1993)年5月28日	日本弁護士連合会第42回総会「司法に関する教育の充実を求める決議」
10(1998)年11月20日	日本弁護士連合会「司法改革ビジョンー市民に身近で信頼される司法をめざしてー」
11(1999)年7月27日	内閣に司法制度改革審議会設置
10月14日	日本司法書士会連合会「求められる司法のために」
13(2001)年6月12日	司法制度改革審議会最終意見書
14(2002)年3月19日	司法制度改革推進計画閣議決定
15(2003)年3月20日	中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」
7月29日	法務省に法教育研究会発足
16(2004)年11月4日	法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指してー新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためにー」
17(2005)年5月25日	法教育推進協議会発足

出典：司法制度改革審議会 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/>>,
日本弁護士連合会 HP <<http://www.nichibenren.or.jp/>>、日本司法書士会連合会 HP 前掲注(39)、
全国法教育ネットワークHP <<http://www.jnlre.com/index.html>> 等をもとに作成。

(36) 工藤毅「憲法・教育基本法が育ててきたもの」『クレスコ』47号、2005.2、pp.4-7.

(37) 野坂佳生「『法教育』模擬授業実践記」『自由と正義』54巻8号、2003.8、p.10.

(38) 江口勇治氏は、「子どもたちは、よいルールと悪いルールの視点や論点を経験の中から嗅ぎ分けている。あとはただそれをうまく分類し、生活に活かすために多様な場面で経験する機会を学校で設けてやることではないか」と述べている。「新しい法教育の視点と展望」『司法書士』369号、2002.11、p.6.

表2 行政機関および法曹団体の「法教育」に関する主な取組み

機関・団体	取組みの内容	特 徴
裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判官の講師派遣（出前講義） ・模擬裁判・模擬調停 ・ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講義では、裁判官が学校等に出かけ、体験談を交えた講義等を行う ・模擬裁判では、児童生徒が裁判官役を体験する
法務省 検察庁、刑事局 保護局 人権擁護局 秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・移動教室・出前教室 ・刑事裁判傍聴 ・中学生サポート・アクションプラン ・人権教室 ・法務省見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎見学、業務説明 ・高校生、大学生、社会人が実際の法廷における裁判を傍聴する ・保護司による非行防止教室など ・人権擁護委員、法務局職員による人権学習の出前教室 ・基本法制説明
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・法教育研究会報告書の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、学校を通じた広報など
日本弁護士連合会 弁護士・弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育 ・社会科見学 ・司法教育 ・模擬裁判の実演・指導 ・法廷傍聴 ・「法教育」実験授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生、一般市民が対象 ・学校教育の補充や生涯学習としての教育活動 ・弁護士による出前授業 ・「法教育」教材の提案 ・法務省法教育研究会のバックアップ
日本司法書士会連合会 司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育推進委員会活動 ・高校生を対象とした消費者教育

出典：法教育研究会 HP 前掲注(3) 掲載の「法教育研究会報告書参考資料」および「法教育研究会第3回会議（平成15年10月29日）議事録」等をもとに作成。

がなされるまでに展開されており⁽⁴⁰⁾、「報告書」を受けて出された日本司法書士会連合会会長声明「法務省・法教育研究会『報告書』に就いて」においても、「法教育に対する学校現場からの要請に円滑に応えられる組織作りを緊急の課題として取り組む」ことをうたっている⁽⁴¹⁾。今後の「法教育」の取組みの土台ともなるものと言えよう。

3 「法教育」の内容

学校教育における「法教育」は、何よりもまず、児童生徒に法や司法というものを身近に感じさせるところからスタートする⁽⁴²⁾。そして、児童生徒が彼らなりに身につけてきた無意識の法的感覚を意識化させることへとつなげていくことになる。それは、彼らが内面に持つ漠然とした規範意識を合理的かつ自覚的な理解へと導

(39) 司法書士会・司法書士の取組みについては、日本司法書士会連合会のホームページ参照。

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/web/activities/opinion/opin_150901.html>

また、司法書士をはじめとした隣接法律専門職種の裁判外紛争解決（ADR Alternative Dispute Resolution）における役割に関し、日本司法書士会連合会は、平成15年9月、司法制度改革推進本部に対し意見書を提出し、その中で、「ADRが社会に根付き活用されるためには、利用者である国民がADR等の自主的紛争解決手段の重要性を認識する必要がある。そのための方策として、初等中等教育における『法教育』の充実が極めて重要である」としている。同ホームページ参照。

(40) 「法教育研究会第2回会議（平成15年10月15日）議事録」p.3.

(41) 日本司法書士会連合会ホームページ参照。

(42) 無藤隆氏は、これまでの発達心理学の研究成果に基づき、道徳的な規則、慣習的な規則及び個人的な規則の区分が明確化するの、おおよそ小学校高学年くらいであるとしている。「法教育研究会第6回会議（平成15年12月15日）議事録」pp.2-10. 参照。

くことであり、そうした意識が生活の中の態度や行動に結び付くことを指向している⁽⁴³⁾。したがって、そのための「法教育」は、児童生徒の現在の姿をよく把握している教員が法律実務家と協力して、彼らの発達段階に配慮した教材開発を行うことを要請するものであり、法律実務家の授業への参加もこれを土台として行われることとなる。

また、児童生徒の規範意識の育成は教員の規範意識と密接に関わっており、教員の側に法意識が確立されていることが「法教育」を行うための前提条件となることが忘れられてはならない⁽⁴⁴⁾。

それでは、「法教育」の内容はどのようなものであるのかを、「報告書」で提示された授業案の観点から見てみたい。

「報告書」では、「ルールづくり」「憲法の意義」「私法と消費者保護」および「司法」の4つの教材案が提示されている。これらは、中学3年生を対象とした教材として、現行の学習指導要領における当該学習の位置づけ等をふまえて作成されたものであり、その内容は表3のとおりである。

これらの教材案については、法教育研究会の検討や「法教育」の実践に携わってきた研究者等から、以下のような指摘がなされている。ま

ず「私法と消費者保護」に関しては、「私法の原則である私的自治よりも例外である消費者保護が最初に出てきてしまう」という問題があり、原則を押さえてから例外を学ぶべきとの指摘がなされている⁽⁴⁵⁾。また、「憲法の意義」とも関わるが、「法教育」の内容に関し、公権力ないし社会的・経済的権力と国民との関係の問題を欠落させることなく、現実社会における私人間の紛争の多様な実態に目を向けた課題を扱うことの必要性が指摘されている⁽⁴⁶⁾。「司法」に関しては、裁判事例が細かすぎて興味本位の議論に流れる恐れがあることが指摘され、これに対しては、将来の裁判員における事実認定や事実の総合的判断の必要性をふまえて、そうした感覚にふれることの意義を考慮して詳細な事例を扱ったことが説明されている⁽⁴⁷⁾。さらに、教材の順序に関しては、『『権利』は物質のように『ある』のではなく、人々の社会生活の中から生まれるものであり、生まれてきたもの』であるとして、「権利教育の前に裁判教育が置かれることが望ましい」という考え方も出されている⁽⁴⁸⁾。これらの指摘事項は、今後展開される学校教育の実践において留意すべき点となろう。

ところで、こうした教材案を法教育研究会のような行政機関と直結した組織の報告書において提示することに対しては、以下のような指摘

(43) 竹内裕一氏は、授業づくりの視点として、事実に基づいた教材開発と子どもたちの「無意識」を「意識化」させる教材の開発を強調する。また、氏は実験授業の課題として、子どもたちの発達段階への配慮と、法専門家の授業参加のあり方の問題をあげている。「法教育実践の視点と課題—千葉大学附属小・中学校での実験授業から」『自由と正義』55巻8号、2004.8、pp.63-64；また、土井真一氏は、この点に関して次のように述べている。「子どもたちは必ずしも規範に無頓着ではない。それを規範意識と言うかは別にしても、何かそういうものを原型としては持っている。それをどういう形で引き出してやることができるのか。それをより合理的かつ自覚的に理解してもらおうことができるかという点が、法教育にとって重要なねらいになる」『座談会 我が国における法教育の現状と展望』『ジュリスト』1266号、2004.4.15、p.19。

(44) 「教師みずからどういう規範意識を持っているかを、子どもたちに具体的に語ること」「そうでなければ、子どもたちの規範意識は育たない」梅野・采女 前掲注(26) p.67。

(45) 「法教育研究会第13回会議（平成16年7月16日）議事録」p.31。

(46) 渡邊 前掲注(6) pp.209-212。

(47) 前掲注(45) pp.26, 33。

(48) 嶋津格「国民への法学教育—小中学校での実験授業など」『ジュリスト』1266号、2004.4.15、p.49。

表3 法教育研究会報告書で提示された4つの教材例

教材	内容・特徴・留意点
ルールづくり	<p><内 容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」 ・中項目「イ 個人と社会生活」 ・小単元①「ごみ収集に関するルールをつくろう」(3時間) <ul style="list-style-type: none"> 第一時「ごみ収集に関するルールをつくろう」 第二時「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」 第三時「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」 ・小単元②「マンションのルールをつくろう」(4時間) <ul style="list-style-type: none"> 第一時「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」 第二時「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」 第三時「ルールについて討論しよう」 第四時「ルールを評価しよう」 <p><特 徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な社会集団に属する個人がルールを通して集団や他人と関わりを持つことを学ぶ ・社会生活におけるルールや決まりが作られる意義を理解する ・社会生活を円滑に営むためには、相互の合意に基づいてルール、約束などが作られることを学ぶ <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の記述に出てこないルールづくりの過程や内容における合理性が不可欠
私法と消費者保護	<p><内 容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大項目「(2) 国民生活と経済」 ・中項目「ア 私たちの生活と経済」 <ul style="list-style-type: none"> 「イ 国民生活と福祉」 ・小単元①「私的自治の原則」(3時間) <ul style="list-style-type: none"> 第一時「契約成立の要件」 第二時「契約が解消できるとき、できないとき」 第三時「私的自治の原則」 ・小単元②「経済活動と消費者保護」(3時間) <ul style="list-style-type: none"> 第一時「契約とは何だろう」 第二時「契約が解消できるとき、できないとき」 第三時「契約が解消できる特別な場合」 <p><特 徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と個人の間を法を通して学ぶ <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対等な立場で権利・義務が発生することが、自由な意見で活動する市民社会を支える ・対等でない場合には、国や地方自治体が保護する場合がある
憲法の意義	<p><内 容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」 ・中項目「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本原則」 ・小単元「憲法の意義」(3時間) <ul style="list-style-type: none"> 第一時「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」 第二時「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」 第三時「憲法とは何か」 <p><特 徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と国家の関係を憲法を通して学ぶ <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政治とは」「権力とは」を学んだ上で憲法の学習に入る ・みんなで決めるべきもの、みんなで決めてはならないものを明確にする ・個人個人の決定に任せるべきものには、国の政治は関与しない
司 法	<p><内 容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」 ・中項目「イ 民主政治と政治参加」 ・小単元「司法」(3時間) <ul style="list-style-type: none"> 第一時「紛争はどのように解決されるか」 第二時「当事者の主張を聞いて判断しよう」 第三時「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」 <p><特 徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と個人、個人と国家の間の紛争処理を行う仕組みを学習する <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく公正な裁判の保障 ・憲法学習の一環として司法制度を学ぶ際にも司法過程を重視 ・紛争をどうやったら解決できるかを考える ・裁判に頼らない、紛争当事者の交渉や調停による解決 ・問題を発見する力の涵養

出典：法教育研究会 HP 前掲注(3) 掲載の「法教育研究会報告書添付法教育教材」および「法教育研究会第13回会議(平成16年7月16日)議事録」をもとに作成。

がなされている。すなわち、国の教育への関与のあり方の視点から、国の機関が作成した「報告書」が教材例まで提示することには懸念があり、それが標準的なものとして教育現場で受け止められ、教育実践に萎縮的効果を及ぼすことが懸念されるというものである⁽⁴⁹⁾。しかし、この点については、論者が引用する「報告書」の以下の記述から考えても当座の問題とはならないであろう。「報告書」は、「今回作成した教材は、あくまで一例として示したものであって、今後、他の教科・科目との連携なども含めて、各学校において様々な実践が積み重ねられ、法律実務家等の協力を得て、多種多様な教材が開発・蓄積されることが望ましい」⁽⁵⁰⁾と明記しているからに他ならない。

4 「法教育」の方法と法律実務家の役割

学校教育における「法教育」は授業を通して行われるものであり、そのための授業時間を保障するためにも学習指導要領における「法教育」の位置づけの必要性が指摘されている⁽⁵¹⁾。現行では、社会科については、小学校6年で年間100授業時間⁽⁵²⁾、中学校で1・2学年が105、3学年が85となっており（学校教育法施行規則別表第一、別表第二）、高等学校では「公民」に含まれる3科目の「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」がそれぞれ70となっている⁽⁵³⁾。

一方、「報告書」の法教育教材で提示されて

いる小単元は3～4時間であり、これまで行われてきた実験授業等も1～2時間が中心である。現状ではこれ以上の授業時間の確保は難しいと見られるため、「法教育」における反復した学習の必要性を念頭に置けば、社会科だけでなく、「総合の時間」や「道徳」の活用が求められることになる。近年の「学力低下」論議の中では、学校5日制のもとでの授業時間の確保を睨みながら、「ゆとり」教育の転換等の議論においても授業時間の増加を図る動きが出てきている。しかし、新たな「法教育」のための授業時間の確保にはこれとは別の取組みが要請されることになる⁽⁵⁴⁾。さらに、授業のための教員の準備に要する時間等の確保についても当然考慮されなければならない。

また、教科書に関しても同様の問題がある。高校の「政治・経済」における司法に関する記述は3ページ程度であり、これを1ページ増やすのも容易ではないと言われている⁽⁵⁵⁾。司法に関する授業も1授業時間程度にならざるを得ない現状がある。

こうした条件のもとで「法教育」を効果的に行っていくためには、法律実務家による教員のサポートが不可欠となる。

弁護士や司法書士などの法律実務家が「法教育」の実践に参加することは、現状では社会科の教員であっても「法教育」を行うことが簡単ではないことを端的に表している⁽⁵⁶⁾。今後、

(49) 渡邊 前掲注(6) pp.209-212.

(50) 「法教育研究会報告書」p.17.

(51) 「法教育研究会第2回会議（平成15年10月15日）議事録」における永野薫委員の発言，p.10.

(52) 小学校の授業時数の一単位時間は45分、中学校は同50分。「学校教育法施行規則 別表第一」及び「同 別表第二の備考」参照。

(53) 「高等学校学習指導要領総則」（平成11年3月告示、14年5月、15年4月、15年12月 一部改正）

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301.htm>

(54) 文部科学省は、各種調査結果に見る学力低下に対処するため、授業時間を増やすための標準授業時間見直し作業の検討を始めた。各学校に標準授業時間を上回る授業時間確保を促す案や、標準授業時間そのものを引き上げる案などが検討されている。『読売新聞』2004.12.15.

(55) 「座談会『法教育の可能性』」における芳賀淳氏の発言参照。『司法改革』15号，2000.12，pp.19-20.

(56) 「教科外の教師は、法律については『ど素人に近い』という現実」があるとも指摘される。永野 前掲注(51) p.10.

学校教育において「法教育」を行っていく場合には、法律実務家や関係諸機関の協力も得ながら、教員の側も「法教育」のための素養や教授法がとくに要請されることになる。そしてそれは、現職教育と教員養成の両面から検討されなければならないであろう。

また、弁護士会等の出前授業は、悪徳商法やカード破産等の具体的な紛争の解決とそのためルールについてディベートやロールプレイ、模擬裁判等を通して体験的に学ぶものである。こうした授業を通しては、「受け入れ側の学校の生徒のレベルによる授業負担の違いと学力レベルにかかわらない興味関心の喚起の方法」の必要性が指摘されており⁽⁵⁷⁾、「法教育」が試行の段階を経て全国的に実施されることを想定すれば、法律実務家の側にも「教育」や児童生徒の発達に関する一定の知見が要請されることにもなる。学校教育が継続的な児童生徒と教員との人間関係の中で営まれる以上、法律実務家が一時的な実験授業において「自分たちが伝えたいことがうまく伝えられない」⁽⁵⁸⁾という状況は当然であり、この点も十分に考慮し、法律実務家が出向いて行う「法教育」と学校教育の中で教員が行う授業との違いもふまえて、両者の関わり方の調整を行っていく必要がある。

法律実務家の授業参加のあり方、たとえば生

徒同士が行うディベートや模擬裁判等において弁護士等が法の運用等に関する専門的な助言を与える場合などにおける、もう一つ重要な点として、「法教育実践において法専門家が権威者として結論を教える立場に立ち、様々な子どもの立場を始めから否定するような授業展開になるのは好ましくない」という指摘がある⁽⁵⁹⁾。たとえば、私人間の紛争に関して憲法の判断基準に基づき立論した生徒の考え方について、法律の専門家が私法関係においては憲法を論拠とした立論が成立しないことを指摘する場面などがその例としてあげられている⁽⁶⁰⁾。法律の専門家に求められる教育方法の理解とも関わるが、この点は、今後の「法教育」実践の積み重ねを通してさらなる議論が必要となろう。

5 欧米における「法教育」

我が国の学校教育における「法教育」のあり方を考える際に、諸外国の現状を把握しておくことも必要となる。欧米における「法教育」の現状については、アメリカを除き、紹介されている国々も少なく、研究文献も限られている⁽⁶¹⁾。また、法教育研究会の議論においても、北欧、フランス、アメリカ、イギリスなどが紹介されるにとどまっている⁽⁶²⁾。ここでは、「報告書」が各国の現状をどのようにとらえた上で、日本

57) 豊崎寿昌「弁護士会の取組み 中学・高校への出張模擬裁判(特集 市民を育てる法教育)」『司法改革』15号、2000.12, p.47.

58) 竹内 前掲注(43) pp.63-64.

59) 竹内裕一氏は、「法教育は法律家を育てるための教育ではない。子どもたちに対して厳密な法的判断を求めるよりも、日常生活感覚から来る法的資質を育てたい」と述べる。同上, p.64.

60) 竹内 同上。

61) 各国の法教育を扱った文献として、江口勇治編『世界の法教育』現代人文社、2003があり、これをもとに作成された一覧表「諸外国における法の教育の理念」が、磯山 前掲注(7) pp.64-65に掲載されている。また、アメリカの法教育についてはこのほかに、江口勇治「アメリカの法教育の理論と実際—日本での法教育を展望して」『自由と正義』52巻2号、2001.2, pp.22-33; 磯山 前掲注(22) pp.48-51; 同「アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究—法の社会的機能の類型を手がかりとして」『教育学研究集録』24号、2000, pp.133-144などがある。

62) アメリカについては法教育研究会第4回会議(平成15年11月12日)、同第12回会議(平成16年6月18日)、イギリスについては同第4回会議、スウェーデンおよびフィンランドについては同第11回会議(平成16年5月25日)、フランスについては第12回会議、でそれぞれ紹介されている。

の「法教育」に対する考え方を打ち出したのかを、法教育研究会の会議における各国の紹介をもとに瞥見しておきたい。

法教育研究会の検討においては、スウェーデン、フィンランドの視察調査に基づく報告が行われた。北欧の特徴として、① ナショナル・カリキュラムにおける位置づけや社会科の授業時間数の確保を前提に、「各人が個人として、社会の中で何をしてよいか、何をしてはいけないのかを考える」ことを原則として法や司法を学ぶ意義が説かれている、② いじめ・暴力の問題解決に関する内容については教科書で大きく扱っており、自主的な教科書作成が行われ、教科書と社会・子どもたちの意識にズレがない、③ 犯罪が少ない社会であるという前提がある、④ 法曹養成の前倒しのような教育も行われている、ことなどがあげられている。一方、フランスについては、① 市民教育が社会を支えているという意識があり、個人の「個」とそれが創り出す「共同性」の緊張関係と相互依存関係が出発点になっている、② 母親による社会性に関する厳しいしつけが行われ、市民教育や法教育だけに委ねられていない、③ 子ども議会の提案が現実の法改正に結びつく⁽⁶³⁾、などの特徴があげられている。また、アメリカについては、① 法教育のための教材やプログラムが充実している、② 各種テキスト等を作成している団体への連邦からの補助がある、③ ロースクールや裁判所との連携した取組みも盛んに行われている、④ 高校生等による議会の運営などのボランティア活動が活発に行われている、⑤ 高校生による実際の裁判所として交通違反などを担当するティーンコートなどの取組みも展開されている、ことなどがあげられている。

さらに、イギリスについては、① 市民の政治教育に関する議論等を経て、1990年代から犯罪率の上昇、福祉国家の崩壊、地方自治体の変化などを背景に市民的資質を再考する流れが出てきた、② これらを背景に、1999年に教科としての「市民科」(シティズンシップ科)が新設された、③ 人権が普遍的な価値を持つものであることなどを教えることに重点を置いている、ことなどがあげられている。

こうした点と従来の各国についての研究等から、日本の「法教育」が参考とすべき点としては少なくとも以下の4点を押さえておく必要があると考えられる。まず第1に、近年、イギリスにおけるナショナル・カリキュラムへの教科としてのシティズンシップ科の新設や、フランスにおけるリセへの「公民・法律・社会」教科の導入⁽⁶⁴⁾など、市民的資質の育成や法・人権・裁判に係る教育がより重視されるようになってきており、日本の「法教育」もこうした流れの中で認識される必要があるという点である。しかし同時に第2の点として、各国の「法教育」は、それぞれの国の法制度やこれを支える文化による違いも大きく、そうした点をふまえて、日本における「法教育」のあり方についても、日本の法制度や日本人の法意識等を十分に意識した取組みが必要であるという点がある。そして第3の点としては、とくにアメリカの例のように、学校教育における「法教育」についても、NPO 団体が教材作成に関わり、政府がこれを補助・支援するなど、「法教育」が社会的支援の広がりの中で展開されていることの重要性である。そして第4に、児童生徒にもわかりやすい法情報の提供をあげなくてはならない。法情報の提供は、教員だけにとどまらず、学習主体

(63) 「法教育研究会第12回会議(平成16年6月18日)議事録」では、1996年に子ども議会が、夫婦の離婚した際に、兄弟が離れ離れにならないようにするよう裁判官の配慮を求める提案を行い、これを受けて議会がその旨の規定を民法典に追加した事例が紹介されている。同上 p.5.

(64) 若生剛「イングランドにおけるシティズンシップ科の設置と法教育」及び大津尚志「フランスの初等中等学校における法教育」江口 前掲注(61)『世界の法教育』pp.74-95, pp.96-111. 参照。

である児童生徒がその発達段階に応じて使いこなせるようなものでなければならない。平成16(2004)年4月から日本に導入された法科大学院に関しては、その設立に関わる関係者の間で、法情報の提供をめぐる図書館の整備等についての議論が展開されてきた。今後、「法教育」の関係者は、小・中・高等学校の学校教育における法情報の提供についても、児童生徒自らが情報収集を行えるように指導することも含めた支援策に目を向けていく必要がある。

Ⅲ 「法教育」の今後の課題

司法制度改革の中で「法教育」のあり方の検討を行ってきた法務省は、「法教育」の全国各地における実施を確約し⁽⁶⁵⁾、文部科学省との連携による取組みと具体策の実施についても国会で確認している⁽⁶⁶⁾。平成17年5月には、我が国における「法教育」の推進を目的として法教育推進協議会を発足させた。同協議会は、法教育研究会のメンバーを中心に新たに多くの中学校教諭らを加えた体制をつくり、国の取組みの具体化に向け活動を開始した。同協議会は、今後の検討課題として以下の4つをあげている。すなわち、① 学校教育における法教育の実践等、② 教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等、③ 裁判員制度を題材とした法教育の教材作成等、④ その他法教育の研究・実践・普及方法等、である⁽⁶⁷⁾。

文部科学省の取組みとしては、学校教育にお

いて「法教育」を実施するための予算措置がある。同省は、平成17年度における法教育モデル校指定を全国5地区の中学校に対して行い、その実施結果を年度内に報告書にまとめて、その後の全国導入を検討するという動きが伝えられている⁽⁶⁸⁾。予算化には同時に、導入以後の継続を可能にする配慮も要請されよう。

一方、弁護士会等の法曹団体は、これまでの出前授業等の取組みを今後は全国規模で展開することになろう。課題としては、そのための体制づくりとともに、学校や教員との一層の連携・協力がある。具体的には、学習指導案の提示や教員のための「法律相談室」の設置(ホームページなど)、現職教育としての教員のための模擬授業などが提案されている⁽⁶⁹⁾。教材の作成や教育方法に関しても、教員と法律実務家が継続的に話し合う場面を通じて相互理解と協力関係を築くことが重要であり、指導マニュアルの共同作成なども検討されてよからう⁽⁷⁰⁾。

直接「法教育」に関わるものではないが、現在中央教育審議会のワーキンググループで検討が進められている高い専門性を持った教員の養成を目指した教員養成大学院の構想があり、「法教育」の今後の議論の中では、こうした構想の契機をとらえた取組みも考慮されてよからう。しかし、何よりも緊急性という観点から求められるのは、現職教育であり、新たな研修機会の創出と法律実務家との定期的な意見・情報交換等が行えるような体制づくりが必要となろう。

(65) 参議院法務委員会における南野知恵子法務大臣の答弁。『参議院法務委員会会議録』第2号、平成16年10月28日、p.12.

(66) 参議院法務委員会における野沢太三法務大臣の答弁。『参議院法務委員会会議録』第18号、平成16年5月20日、p.20；衆議院法務委員会での南野知恵子法務大臣の答弁。『衆議院法務委員会会議録』第10号、平成16年11月19日、p.22.

(67) 「法教育推進協議会(第1回)議事概要」参照。<<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/>>

(68) 『西日本新聞』2005.6.3.

(69) 「法教育研究会第14回会議(平成16年8月24日)議事録」pp.5-6.

(70) 前掲注(45) pp.33, 41.

さらに、親・地域の関わり方も重要な点の一つとなる。学校教育における「法教育」は、法的な問題だけを扱うものでもなく、またそれだけで完結するものでもない。この点に関連して、法教育研究会の議論の中では、法的な責任は負わないがそれ以外の大事な部分についてどのように教えていくかという問題が指摘されている⁽⁷¹⁾。こうした事柄こそ親が担当する家庭教育や地域の教育力が担うべきものとしてとられる視点が必要であろう。

「法教育」の内容に関わる課題としては、たとえば消費者教育であれば経済の学習との連動が不可欠であり、インターネット利用のモラルの問題であれば道徳との連動もあり得よう。また、各地の自治体で取組まれている子ども議会等の活動と「法教育」が連動した取組みを行うことも可能であろう⁽⁷²⁾。さらに、国語などの教科や生徒会活動でも「法教育」の可能性が追求されていることに留意したい⁽⁷³⁾。

一方、「法教育」の方法に関しては、児童生徒が彼ら自身による議論を通して法意識や判断

力を培うことが強調されており、その場合にはもう一つの重要な点、すなわち全体の議論や他者の異なる意見に十分に耳を傾ける態度の育成という点も看過されてはならないであろう⁽⁷⁴⁾。

おわりに

司法制度改革が各界を巻き込んで進められている現状にあっても、なお一般国民の司法への関心は大きな高まりを見せる状況とはなっておらず、国民的論議がかわされているとは言えない現況が伺える⁽⁷⁵⁾。その中で、「法教育」についても、そのあり方や学校教育への位置づけ、あるいは内容や方法についての論議はむしろ今後委ねられるところが少なくない。「報告書」とこれに基づく学校現場における試行が、今後の議論の前提となろう。

一方、学校教育における「法教育」の指導に関しては、「報告書」においても、現在の教員免許状取得の際に必修となっている日本国憲法の履修(2単位)⁽⁷⁶⁾だけでは十分でないことが

(71) 「法律的には責任を負わないで済むかもしれないけれども、それ以外の部分もすごく大事だと…(略)…その辺のところをどういうふうにご子供たちに教えていったらいいのか」安藤和津委員の発言、「法教育研究会第7回会議(平成16年1月19日)議事録」p.23.

(72) 消費者教育における経済・金融教育に関し、大杉昭英「学校における経済・金融教育」『社会教育』697号, 2004.7, pp.36-37. 参照; ネットモラル教育に関し、『西日本新聞』2005.6.29.; 自治体の子ども議会に関して、内田塔子『「地方自治と子ども施策」全国自治体調査報告 自治体子ども施策の現況と展望』『子どもの権利研究』6号, 2005.1, pp.86-89 参照。

(73) 前掲注(70) pp.10, 13.

(74) この点に関して、土井真一氏は「本当に自分の意見が言える社会を作ろうと思うと、異なる意見を聞けるというこの教育というのが非常に重要」であることを強調している。「法教育研究会第9回会議(平成16年3月23日)議事録」p.37; また、橋本康弘氏は「アメリカは法教育の先進国と言われる。そのアメリカの『法教育』の結果育成されたのは『自分たちのことは自分たちで決めていく』といった自治意識と、議論を冷静に受け止め公正に判断することができる能力にほかならない」と指摘している。「子どもに伝える『法教育』—自治意識の涵養と公正な判断力の育成」『法律のひろば』58巻1号, 2005.1, p.61.

(75) この点に関連して、ローレンス・レベタ大宮法科大学院大学教授は日本人の司法に対する意識について、「米国と同様、日本でも最高裁に最終的な司法権がある。職場における男女平等、環境汚染や製造物に対する企業責任、選挙権の平等や自衛隊の海外派遣など、国民生活に直結する問題を決めている。しかし、誰がこの強大な権力を持つのか、ほとんどの日本人が答えられず。メディアでも何ら議論されていない。」と指摘している。「最高裁判事任命の日米格差」『毎日新聞』2005.7.14.

(76) 「教育職員免許法 別表第一 備考四」,「同法施行規則 第66条の6」。

指摘され、さらに教職課程を担当する教官の指導方法にも言及されている⁽⁷⁷⁾。履修科目を増やすことも含めた大胆な改革が望まれよう。

また、司法制度を国民が利用しやすいようにするための司法ネット構想が進められている。これは司法過疎地域の解消等による法律サービスの提供や、経済的な理由で司法による紛争解決をあきらめることをなくすための民事法律扶助制度等の取組みがその柱となっている⁽⁷⁸⁾。加えて、法情報の提供が「法教育」に携わる教員らをサポートするものとして期待されている。そのためには「国民の幅広い支持が必要」であるという点も重要であろう⁽⁷⁹⁾。

法教育研究会における議論の中では、「みんなが変わらなくてはならない。地域での親の姿を見て、子どもは法律づくりにも興味を持つようになる」⁽⁸⁰⁾、あるいは「学校で法教育というものがなされる場合、まず、その必要性を保護者がきちんと理解するということがとても重要」⁽⁸¹⁾であること等の指摘がなされている。「国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質の育成を目指」⁽⁸²⁾した「法教育」が今後どのような歩みを進めていくことができるのかは、われわれひとり一人の法に関する意識と行動にも大きく関わっていることを改めて想起しておきたい。

(えざわ かずお 文教科学技術課)

(77) 「法教育研究会報告書」p.29.

(78) 「特集 司法ネットの整備」『ジュリスト』1262号, 2004.2.15; 「司法ネット構想の概要」

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/pc/1201net/siryoku2.html>>

(79) 土井真一氏は、「司法ネット構想が、法教育を実現していく、あるいは充実させていくための重要な手立てになろう。そのためには、「国民の幅広い支持が必要」であると述べている。「法教育研究会第8回会議(平成16年2月23日)議事録」p.13; 「法教育」との関係で司法ネットを論じたものとして、土井真一「求められる法教育のすがたー司法ネットとの連携ー」『法律のひろば』57巻6号, 2004.6, pp.36-42; 渡邊弘「法教育を支えるシステムー日本司法支援センターの役割を中心としてー」『リーガル・エイド研究』10号, 2004.12, pp.35-47. などがある。

(80) 「法教育研究会第8回会議(平成16年2月23日)議事録」p.10.

(81) 同上 p.16.

(82) 「法教育研究会報告書」p.4.